

令和5年4月27日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の一部改正について（ご連絡）

この度、日本医師会より、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）の一部が改正され、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（以下、「ガイダンス」という。）について、下記の通り一部改正が行われた旨の連絡及び周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会所属の医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

デジタル社会形成整備法第51条の規定により個情法の一部が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が新たに個情法の適用対象となるとともに、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所については、新たに個情法上の個人情報取扱事業者の規律の適用対象となる。

これを踏まえ、ガイダンスについて、公立病院等の適用関係の明確化その他所要の改正を行うものである。

第2 改正の内容

1 デジタル社会形成整備法第51条による個情法の一部改正に伴う改正

個情法の一部改正により、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所について、個情法上の個人情報取扱事業者の規律の一部の適用対象となることから、ガイダンスの主に次の事項において、そ

の適用関係を明確化する。

- I「3. 本ガイダンスの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲」
- III「本ガイダンスの対象となる事業者の種別と法の適用関係」
- IV「13. 保有個人データに関する事項の公表等（法第32条）」から「17. 理由の説明、事前の請求、苦情の対応（法第36条、第39条～第40条）」まで

2 その他

- 令和4年5月に「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A」を改正し、利用目的による制限や第三者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や本人の同意を得ることにより研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合が「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する旨を明確化したことから、同様の内容を記載しているガイダンスの次の事項においても同様に明確化する。
- IV「3. 利用目的の特定等（法第17条、第18条）」及び「9. 個人データの第三者提供（法第27条）」
- その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

◆ガイダンス等の資料は、厚労省のホームページから次の順序でご覧ください。
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 個人情報保護 > 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

【掲載URL】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

担 当

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室

T E L 06-6763-7021 F A X 06-6764-0267